

北海道PCB廃棄物処理事業に関する
通報連絡・公表基準の改訂について

令和3年に発生したトラブル事象などを踏まえ、通報連絡・公表の取扱をより明確にするため、次のとおり改訂しました。

改訂箇所

区分Ⅲ-1-②： 対象事項	事案概要	・冷媒漏洩(R3.9.1)：区分Ⅲ-1-② 冷水設備の冷媒ガスを回収中に、回収ポンベから冷媒ガスが漏洩
	課題	・冷媒ガスの漏洩は区分Ⅲ-1-②の「用役の施設外への流出」に該当するか否か(「流出」は通常は液体に使用する用語のため)
	改訂内容	・用役には計装空気や窒素ガスも含まれるため、説明文に「・排出」を追加
区分Ⅳ： 対象事項	事案概要	・洗浄溶剤漏洩(R3.9.4)：区分Ⅳ-1-① 定期点検中に攪拌洗浄エリアの排液ポンプ吐出配管下に第2再生溶剤(危険物)の液漏れを確認
	課題	・JESCOと道、市の公表タイミングにずれあり
	改訂内容	・(すべての区分の公表について)道、市及びJESCOで原則同時に行うこととし、この旨を備考欄に明記 ・区分Ⅳの事象概要の報告時期を「翌月10日まで」から「事象発生後」に変更
その他	・改正履歴の記載漏れ(平成25年8月30日)を追記 ・通報連絡手段の見直し(FAX及び電子メール→FAX又は電子メール) ・用語の整理	

PCB廃棄物の 処理期限等	年度	R3	R4	R5	R6	R7
	変圧器・ コンデンサー等	処分期間		計画的処理 完了期限	事業終了準備期間	
	安定器及び 汚染物等	処分期間		計画的処理 完了期限	事業終了準備期間	

処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
計画的処理完了期限の1年前として定義され、この期間までにJESCOとの契約締結が必要です。	保管事業者がJESCOに対し、処理委託を行う期限です。	新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案した期間です。各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとなりました。

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ



中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
〒050-0087 室蘭市仲町14番7
電話：0143-22-3111（代表）
FAX：0143-22-3001



⇐ウェブサイト
はこちら

PCB処理情報センター
〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話：0143-23-7015
開館日：月～金 9:00～16:30（土日祝・年末年始休館）

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ



北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
E-mail：kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp



⇐ウェブサイトはこちら



室蘭市 生活環境部 環境課
〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
E-mail：kankyou@city.murooran.lg.jp



⇐ウェブサイトはこちら



回										
覧										

PCB 円卓会議だよりや監視円卓会議資料は、北海道および室蘭市のホームページでもご覧いただけます。

令和5年9月発行 第59号

PCB円卓会議だより

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議だより

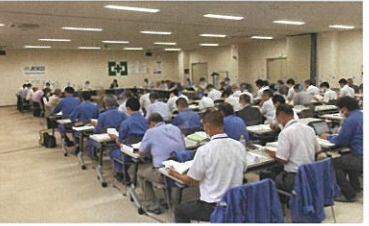
北海道及び室蘭市では、北海道PCB処理事業所（JESCO）が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。



※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。

第59回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和5年7月26日、PCB処理情報センターにおいて第59回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計14名の委員他、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象、モニタリング測定結果等について説明が行われ、これらに関する質疑や意見交換が行われました。



●会議の概要



1 円卓会議について

新たに選任された委員の中から座長と副座長を選任しました。

2 議事録について

令和5年3月24日に開催された第58回監視円卓会議の議事録が承認されました。

3 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

JESCOから施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業の現況、トラブル事象等やモニタリング測定結果について事務局から報告がありました。

4 北海道PCB廃棄物処理事業に関する通報連絡・公表基準の改定について

令和3年に発生したトラブル事象などを踏まえ、通報連絡、公表の取扱いをより明確にしました。

5 その他

また、前回監視円卓会議における委員からの質問に対して各所より回答がありました。

監視円卓会議について

委員の互選により座長と副座長が選任されました



座長:船水 尚行
室蘭工業大学 理事・副学長



副座長:吉田 英樹
室蘭工業大学大学院 准教授

北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

令和5年5月末までの処理実績は、次のとおりです。



当初施設

(脱塩素化分解処理)

変圧器類		コンデンサー類	
登録数	処理台数	登録数	処理台数
4,149台	4,121台 (99.3%)	69,647台	69,340台 (99.6%)

※処理台数及び処理重量は、試運転物を含む ※登録数は令和5年5月末現在※前回(令和4年12月末)の進捗率 変圧器:99.2% コンデンサー:98.0%



増設施設

(プラズマ熔融分解処理)

登録重量	処理状況			
	安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
10,965,444kg	8,906,128kg	373,217kg	524,061kg	9,803,406kg (89.4%)

※合計数は試運転物を含む ※登録重量は1都1道18県内の登録重量、令和5年5月末現在 ※前回(令和4年12月末)の進捗率:86.1%

トラブル事象について

- ・前回の円卓会議(令和5年3月24日)以降、北海道及び室蘭市に報告し、公表したトラブル事象(区分I～IV)は0件でした。
- ・令和5年1月以降の不具合事象と不具合事象未済の件数は次のとおりです。
- ・詳細につきましては、北海道PCB処理情報センターで公表しています。

期 間	不具合事象件数		不具合事象未済件数		報告・公表日
	当初	増設	当初	増設	
令和5年1月1日～31日	1	2	0	0	2月10日
2月1日～28日	1	2	1	0	3月10日
3月1日～31日	1	2	1	4	4月10日
4月1日～30日	2	1	0	1	5月12日
5月1日～31日	1	0	0	2	6月12日

年度別報告状況 ※R5はR5.5月末時点

区分		H20-26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
不具合事象	当初	409	27	47	25	17	16	12	5	9	3	570
	増設	32	13	11	9	22	17	15	37	23	1	180
不具合事象未済	当初	457	35	35	23	24	7	10	12	8	0	611
	増設	58	13	19	23	14	28	17	16	22	3	213

環境モニタリング結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境モニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

中間貯蔵・環境安全事業(株)北海道PCB処理事業所に対する立入検査実施状況

第58回円卓監視会議で報告した令和5年3月11日以降に実施された立入検査の状況は、次のとおりです。

立入年月日	立入実施主体	内容
令和5年4月6日(木)	・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課 ・室蘭市生活環境部環境課	○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 ・当初施設に係る排出源モニタリング実施(4月5日～7日)の際の調査状況及び処理施設の運転状況の確認 ○指摘事項等 ・特になし
令和5年4月10日(月)	・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課 ・室蘭市生活環境部環境課	○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 ・4月9日発生の当初施設廃アルカリ貯槽からの廃アルカリ漏出(防液堤内)に係る状況確認 ○指摘事項等 ・原因究明及び改善策の検討・実施を指示
令和5年4月17日(月)	・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課	○廃棄物処理法に基づく立入検査 ・特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に係る現状確認 ○指摘事項等 ・特になし
令和5年5月16日(火)	・北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課 ・室蘭市生活環境部環境課	○協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査 ・増設施設に係る排出源モニタリング実施(5月15日・16日)の際の調査状況及び処理施設の運転状況を確認 ・当初施設の廃アルカリ貯槽の改善状況を確認 ○指摘事項等 ・特になし

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を作成

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法」に基づき令和4年9月30日に室蘭市が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されました。石油コンビナート災害防止法に基づく指定事業者等は、指定の日から6ヶ月以内に対策計画を作成することが義務となっており、JESCO北海道事業所においても、防災規程の別冊として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」を作成しました。

区分	内容
目的	地震防災対策上必要な事項について定めるとともに、人命の安全、被害の軽減を図る
権限及び職務	津波警報が発表された場合等は、防災規程によるものの他、次の措置を講じる ・情報の収集 ・地震が発生した旨及び必要な措置についての周知 ・避難場所への避難 等
後発地震への注意等	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとる防災対応は、防災規程によるものの他、次の措置を講じる ・確実に情報が伝達されるよう予め定めた経路、体制及び方法による周知徹底 ・先発地震の発生から1週間、後発地震に対しての注意する措置 ・施設、設備等の点検等による円滑、迅速な避難の確保 等
訓練	防災訓練は防災規程に基づき行い、内容は次の通りとする ・情報収集、伝達 ・津波からの避難
教育	教育は防災規程に基づき行い、教育内容は次のとおりとする ・予想される地震動及び津波に関する知識 ・現在講じられている対策に関する知識 等
施行日	令和5年3月2日